

専決処分の報告について

燕・弥彦総合事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 8 年 5 月 1 5 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐 野 大 輔

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕・弥彦総合事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐 野 大 輔

記

燕・弥彦総合事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第19号」を「令和8年燕・弥彦総合事務組合条例第 号」に、「規定する特別職の職員の例による。」を「定める旅費相当額とする。」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。